

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

2012年は「幸福分母の改新」 「毎日を生きる基底」に変化

2012年へ向けて大きな潮流となりそうな生活者欲求の特徴を幸福分母の改新というキーワードでまとめたのが博報堂研究開発局。2011年を「(東日本大震災によって)私たちは、自然弱者であることを痛感し、さらに戦後経済の成長モデルと欧米型成熟への憧れといった幸福観の通念基盤をも揺さぶられている」とまとめ、『毎日を生きる基底』が安定しなければ、その上で多様に分子運動する一人一人の躍動・結合は、行方の定まらないものになってしまうとした。このため、生活者は刹那的な嗜好に関わる欲求をやや抑えて、普遍的な日常性を復興するために新しい幸福の分母構築へと動き始めている」と分析する。レポートでは、今年的生活者欲求の特徴を5つの「改新要素」にまとめた。

I「生命」確保…災害や気候変動を織り込んで、命を守ることに必要な新必需品を確保する。II「身体」整備…機能進化や制度改定によって手に入る商品で、身体機能や健康を整える。III「記憶」の読み直し…過去の情報や商品アーカイブから、今後残すもの・忘れないでいたいことを選択する。IV「存在」の確かめ合い…あふれる情報の中で、アイデンティティを確認する。親和・貢献可能なテリトリー・絆を見つける。V「共生」継続…持続可能な共生に参加できる製品・サービスを取り入れる。

このような「生き方の変化」は、節約・儉約・防災・高機能(情報機器や衣料)を鍵として奔流となろう。

事業者免税点要件の厳格化に注意 判定要素の「特定期間」は上半期

現行の事業者免税点制度は、前々年(個人)または前々事業年度(法人)の課税売上高が1千万円以下の事業者についてはその課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。現行制度では、当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定することから、前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期からとなる。こうした点を悪用した消費税の脱税事例が見受けられることから、2011年度税制改正において、課税売上高が1千万円を超えることが期の途中で明らかになった場合には、その翌期から課税事業者となるよう要件を厳格化する方向で見直された。具体的には、個人事業者のその年分や法人のその事業年度の基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合で、その個人事業者や法人のうち、個人事業者のその年分や法人のその事業年度に係る「特定期間」における課税売上高が1千万円を超えるときは、個人事業者のその年分または法人のその事業年度については、事業者免税点制度を適用しないこととされた。

「特定期間」とは、(1)個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間、(2)法人のその事業年度の前事業年度がある法人のその前事業年度開始の日以後6月の期間、などだ。この改正は、2012年10月1日以後に開始する個人事業者のその年や法人のその事業年度について適用する。判定要素となる「特定期間」が上半期であることから、上半期に売上が高い業種は、事業年度の変更も検討課題となりそうだ。

今週のキーワード

幸福分母の改新

幸福のための5つの分母(視点)を2011年のヒット商品にたとえると、I.防災商品、猛暑対策商品、蓄電商品など、II.高機能肌着、トーニングシューズ、III.ロングセラー商品、世界遺産・記憶遺産、IV.スマートフォン、facebook、V.次世代エネルギー自動車、太陽光関連商品など。同社は「現在の消費志向は、短期的な緊急時対応ではなく新しい生活の土台を築き直す、大きな底流の始まり」という。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。